

45 『古事記』の中の身体に関わる表現

計良 吉 則

『古事記』の成立はその序文によれば、天武天皇が撰録を発意し、元明天皇の代に太安万侶が完成したとされ、それは和銅五年（七一二年）とされる。時代は大宝令が施行され、平城宮遷都の直後であり、中国の律令制度をもとにして作られた古代国家の完成段階に『古事記』は成された。

日本最古の歴史書である『古事記』の中の身体に関わる表現に注目し、検討することで、当時の時代背景について考察したいと考えた。

全体を通して最も特徴的なのは、生命の誕生に関する表現が多いことである。「天照大御神と須佐之男命」には「於吹棄氣吹之狭霧所成神御名、多紀理毘売女」とあり、呼吸（息）が生命のしるしであり、そこに神が成るといふ発想がみられる。また「娶大山津見神之女、名神大市

比女、生子、大年神」とあるが、神が生まれるにあたってその出処が明らかにされている。この「娶……生子、……」という表現は全体を通じてきわめて頻回に出ている。

一方、死や死体に関する表現もみられる。「天照大御神と須佐之男命」に「天服織女、見驚而、於梭衝陰上而死」とあるように、死は神事にとって最大のけがれとされた。「安康天皇」には「拔矢射落其忍齒王、乃亦、切其身入於馬棺、与土等埋」とあり、殺人の後に死体を損壊、死者を恥ずかしめる行為もみられる。この話はその後、父親を殺された二人の皇子が、その相手を反対に殺害し、皇位を継承するという展開をみせている。

身体の部分についての表現もみられ、「伊耶那岐命と伊耶那美命」で「於頭……於胸……於腹……於陰……於左手……於右手……於左足……於右足……」と体の主要部分をあげている。また「刺塞汝身不成合処而」のように男女の性行為に関する表現も、生命の誕生と関連して比較的多くみられる。

また、老若に関するものもみられる。「雄略天皇」にお

いて「姿態、瘦萎、更無所恃」や「悼其亟老、不得成婚而」とあり、「顯宗天皇」において「僕、甚耆老。欲退本国」とあるが、これらは老化現象やそれに伴う現役引退に関する表現である。また「雄略天皇」では「吉野川之浜、有童女、其形姿、美麗」と若さを美の対象として表現している。

身体の病的状態に関するものもみられる。「垂仁天皇」において「然、是御子、八拳鬚至于心前、真事登波受」は精神発達遲滞を表現し、「自那良戸遇、跛・盲」は肢体不自由、視覚障害を表現している。「景行天皇」において「今吾足不得歩、成当芸当芸斯玖」は下肢の浮腫を表現し、「吾足、如三重勾而、甚疲」は足の疲労を表現している。また「応神天皇」において「其の兄、八年之間、于萎病枯」は呪詛により体が衰弱していく様を表現したものであり、それに対して「允恭天皇」では「此人、深知薬方。故、治差帝皇之御病」とあり、薬で病気が治ることを表現している。

『古事記』の中の身体に関する表現は実に多彩であるが、最も特徴的なのは男女（の神）が結婚をして、子（皇

子）をつくるという記述がきわめて多いことである。これは中央集権による律令時代において、代々の天皇がその社会的地位を決定するうえで、いかに正統な血を受けついでいるかが重要であつたことを示唆する。

（順天堂大学医学部医史学研究室）